

小山市民節電対策取組方針

1 目的

東日本大震災の影響により、夏期における東京電力管内の電力需給が逼迫することが見込まれていることから、徹底した節電対策が求められています。
このような深刻な状況に対応するため、国の電力需給対策を踏まえ、節電対策の基本的な方針を策定し、市が節電対策の情報を発信することで、市民、事業者とともに市内全域の節電活動を展開する。

2 基本方針

市民生活の安心と事業活動の安定を確保するために、市民、事業者、行政が一体となって使用電力の抑制等に取り組み、夏期における適切な節電対策を講じる。特に7月～9月の平日の9時～20時の間は電力需要が高い時間帯が続くことから、以下のとおり削減目標を設定し節電対策に取り組むこととする。
(1) 家庭や市内事業所におけるピーク時の使用電力の15%以上の削減を目標とする。
(2) 公共施設等におけるピーク時の使用電力の15%以上の削減を目標とする。
(3) 取組期間は、電力需要の高まる7月～9月を重点期間とし、可能な取り組みについては、6月から対策を開始する。
※病院、上下水道施設等の制限緩和対象施設は除く。

3 家庭・個人及び事業者に対する啓発等

節電対策を実行性のあるものにするためには、市民及び事業者の理解と協力が必要不可欠であることから、市民及び事業者に対して節電対策を積極的に周知し、十分な理解を得るとともに、市民及び事業者が率先して節電に対する取り組みを行動するよう働きかける。
また、小中学校の授業や夏休みの課題に節電がとりあげられるよう、エコキッズ活動ややまエコファミリー協定事業の取り組みを展開する。

家庭・個人及び事業者への周知方法

広報小山や本市公式ホームページ、テレビ小山等を活用し、本市の節電対策に係る取り組みについて随時的に周知する。

家庭・個人の取り組み

① エアコン

- 冷房時の室温は28℃以上を目安とする
- 「すだれ」「よしず」「緑のカーテン」などを活用し窓からの日差しを和らげる
- 無理のない範囲でエアコンを消して、扇風機を使うようにする

② 冷蔵庫

- 冷蔵庫の設定温度を「強」から「中」もしくは「弱」に変える

- 1 -

- 扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込み過ぎないようにする

③ 照明

- 必要のない照明は、こまめに消灯するよう心掛ける
- 白熱電球を消費電力の少ない電球型蛍光灯やLED電球に交換する

④ テレビ・パソコン

- テレビやパソコンは使用時のみ電源を入れる
- 画面の明るさ（輝度）を抑えて利用する

⑤ 電気ポット

- お湯はガスコンロで沸かしエアーポット（魔法瓶）を利用する

⑥ 炊飯器

- 炊飯時にまとめて炊くようにし、余った場合は保温せずに冷凍するようにする

⑦ 待機電力

- 長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておく

市内の事業者の取り組み

① 節電行動計画の策定と実施

事業者には、各部署が所管する各種団体と連携し、それぞれの形態に合った節電行動計画を策定されるよう働きかけを行う。節電行動計画の策定にあたっては資源エネルギー庁の「節電行動計画の標準フォーマット」などを活用し、具体的な節電目標と取り組み項目を掲げるよう働きかけを行う。

② 従業員への啓発

節電目標と具体的な取り組みについて、従業員の理解と協力が得られるよう、節電の監視員を決めたり、説明会を開催するなどの啓発を働きかける。
また、従業員の家庭での節電の必要性、方法についても情報提供されるよう働きかける。

3 公共施設等における節電対策

各施設共通の取り組み

全庁共通の取り組みとして、市民サービスの維持に配慮しながら、以下の事項に取り組むこととする。市有施設以外の施設で業務を行う所属においては、市有施設と同様の取り組みを行うとともに、施設管理者が取り組み節電対策に協力する。これらの事項については、指定管理者に対しても同様の取り組みを求める。

① 空調に係る節電対策

- 冷房の設定温度を29℃以上に徹底する
- ブラインド・カーテンを適切に調整する
- 稼働時は空調の使用を制限する
- 冷房機器のフィルター清掃をこまめに実施する
- 緑のカーテンを推進する

② 照明に係る節電対策

- 事務エリアの照明は可能な範囲で消灯する（例：蛍光灯の点灯を2分の1以上間引き）

- 2 -

- 使用していないエリア（会議室、通路等）は消灯を徹底する
- 勤務開始時間前は点灯しない
- 昼休み等は完全消灯を徹底する（来客窓口は除く）

③ OA機器、その他の機器等に係る節電対策

- OA機器等の不使用時の電源OFFの動作及び移動時間の削減を徹底する
- パソコンのスリープモードの活用、ディスプレイの明るさの抑制を実施する
- 電気ポット、コーヒーメーカー、テレビ等の利用を制限する
- 夜間電力によりベクトルボルトに入れた水を流らせて、冷蔵庫を冷やし昼間の電源を切る
- 不用品コンセントの引き抜きを随時行う

④ 設備等に係る節電対策

- エレベーターの使用制限（職員の利用は原則不可とする）

⑤ その他の節電対策

- ピーク時間帯に公民館、図書館等で各種イベント等を企画し市民を集めることにより、家庭や個人の節電を図る。
- 契約電力の引き下げ
定量契約（50kW未満）の小口需要家の施設は、可能な限り節電努力を盛り込んだ契約電力の変更を行う。

節電執行に際しての取り組み

① クールビズ（継続）の強化

毎週水曜日をクールビズ推進強化日とし、ポロシャツ等の軽装によるクールビズ勤務を実施する。

② 定時退庁・一斉消灯の促進

ノー残業デー（毎週水曜日）を徹底し、午後5時30分一斉消灯を実施するとともに、ノー残業デー以外にも職場単位で定時退庁が可能な日を検討する。

③ イベント等での節電の配慮

本市が主催（共催を含む）するイベントなどの催しについては、原則として節電対策を施したうえで実施するとともに、関係団体等が実施するイベント等についても、必要に応じて節電への協力を求める。

④ 外郭団体等への節電の要請

本市の外郭団体については、外郭団体が持つ公共性に鑑み、本市と歩調を合わせて節電対策を講ずるよう外郭団体の所管課から求める。また、同様に関係団体等についても節電への協力を所管課から求める。

⑤ 節電や停電に伴う健康被害の回避

電力需給逼迫時の緊急的な節電や不測の停電等の際の健康被害を回避するため、熱中症の予防や対策を周知するとともに、必要な対策を図る。

⑥ 節電ポイントの検討

節電対策によるポイント制度等の施策を検討する。

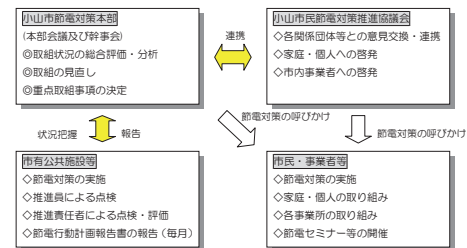
- 3 -

各施設ごとの取り組み

各施設共通の取り組みのほか、各施設（庁舎、学校、市民利用施設等）ごとに、ピーク時の使用電力の15%以上の削減を目標に節電行動計画を策定し、着実に実施するとともに、その実施状況の進捗管理を行い、毎月の点検・評価を行う。取り組みの結果については、市有施設全体の取り組み実績をとりまとめ公表する。

5 推進体制

本市における円滑かつ確実な節電対策の推進を図るため、市長を本部長とする小山市節電対策本部の下に、小山市節電対策幹事会を組織し、市内公共施設等の節電対策の徹底を図る。
また、小山市民節電対策推進協議会と連携し、市内全域での節電対策をより効果的に推進する。



- 4 -